

議事要旨(4)② 金融商品専門委員会における検討状況について（現行基準見直しに係る論点整理）

西川委員長（専門委員長）及び板橋専門研究員より、金融商品会計（現行基準の見直し）の論点整理公表に向けた検討状況について説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

（論点整理の方向性について）

- ・ ある委員から、幅広い論点の中には中長期的に検討するものも含まれていると思うが、短期的な対応を図るかどうかは今後の専門委員会における検討に基づくこととなるのかとの質問があった。また別の委員より、論点の一覧において付けられている○印の意味について質問があり、コンバージェンスの目標とされる 2011 年時点で、国際的な会計基準がどのように収斂されているかという視点を持って検討を進めて欲しいとの意見があった。これらに対して事務局からは、IASB の動向を注視しながら、専門委員会において短期的な対応を図るものを区分けするよう検討する旨、また○印が付いているものの中には、必ずしも 2011 年に向け現行の基準を見直すものだけではなく、IASB に対する意見発信として議論するものも含まれている旨の説明がなされた。

（デリバティブの定義について）

- ・ ある委員から、デリバティブの定義が問題になることは少ないが、実質的にデリバティブであるにもかかわらず、契約において総額決済とするようなストラクチャリングを行った商品が提案されるなど、実質的な総額決済の判断が問題となるようなケースもあるため、必ずしも総額決済を要求しなくてもよいのではないかとの意見があった。
- ・ 加えて、デリバティブの中には長期的な取引意図があるなど、満期保有目的に類似するものもあるため、時価評価すべきかどうかは、デリバティブ取引の目的といった企業における経済実態を考慮することも検討してはどうかとの意見があった。
- ・ 一方、ある委員からは、現行の日本基準と国際的な会計基準との間には、定義における表現上の相違はあるものの、実務上の差異はさほどないのではないかとの意見があった。また、別の委員より、利益の確定性という観点からは実質的な総額決済を求めることは妥当ではないかとの意見があった。
- ・ これらに対し事務局から、実務で総額決済か総額決済かが問題となるのは、一部のコモディティについて稀に見られる程度との専門委員会での意見もあったが、今後の審議や論点整理に対するコメントを通じて実務上の問題を抽出していきたいとの回答がなされた。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(測定区分・公正価値オプションについて)

- ある委員から、IFRS における「貸付金及び債権」の区分は、米国会計基準においても金融機関等の企業から設けて欲しいとの意見が寄せられているため、日本においても検討すべきとの意見があった。さらに公正価値オプションに関しては、単純に国際的な基準に合わせるのではなく、IASB に対し日本としての考え方を伝えていくべきであるとの意見が述べられた。
- また、別の委員から、IFRS では貸借対照表に計上する金額を重視した議論がなされているが、日本においては結果として計算される利益の意味という観点からも議論して欲しいとの意見があった。これに対し事務局から、IASB のディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」に対し、ASBJ としてそのような観点からコメントしており、今後、論点整理における検討ポイントでもさらに加筆するとの回答がなされた。

(減損認識の要件等について)

- ある委員から、減損認識の要件の国際的な会計基準における運用では、実際には日本よりも厳しい数値規準による判定が行われているようであり、また日本において原則主義に基づく判定規準を導入した場合、適切に運用されるのか検討が必要であるとの意見があった。
- 別の委員からは、日本における減損処理のマクロ経済要因による場合の回復可能性の判定について、金融商品実務指針の取扱いを紹介すべきではないかとの意見があった。これに対し事務局から、日本における回復可能性の判定における一要因を取り上げて論点整理のレベルで整理を行うことは困難と考えているとの回答があり、また別の委員からは、当該記述は実際に適用の可能性がないと思われる記述であり、削除すべきであるとの意見が述べられた。

(複合金融商品の区分処理について)

- ある委員から、複合金融商品のデリバティブの区分処理について、元本の毀損可能性を要件とする日本基準では、現実に、元本が棄損しない無金利の負債性金融商品や、(額面 100 に対し) 価格が 85 から 90 となったりしているような債券が存在しており、当該要件の見直しを検討する余地があるとの意見があった。

(子会社・関連会社株式の取扱いについて)

- ある委員から、特に事業会社にとって、子会社・関連会社株式を、評価などの様々な局面で金融商品と同列に議論することには違和感があるため、その点も念頭において専門委員会で議論して欲しいとの意見があった。これに対し事務局から、日本では、外形的には金融商品だが事業投資として区分しているとの回答がなされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。